　別記第４号様式（第11条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　北海道知事　様  申請者　住　　所  職　　業  氏　　名  電話番号  模写品等刊行等承認申請書  　次のとおり（北海道博物館資料　野幌森林公園自然ふれあい交流館資料）の（模写　模造　撮影　複写）品の（刊行　複製　使用）の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。 | | | |
|  | 使用目的 |  |  |
| 資料名 |  |
| 作品名 |  |
| 製作数 |  |
| 価額 | 有料　　　　円　　無料 |
| 製作予定 年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
|  | | | |

注　意

1. 上記目的以外に使用しないこと。
2. 使用に際しては、北海道博物館所有の旨を明記すること。

※北海道立総合博物館には、北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館が含まれます。ご使用の資料に応じて、適当な施設名または「北海道立総合博物館」をクレジットとして明記してください。

1. 刊行物、複製品、発表作品等２点を当館に寄贈すること。

北海道立総合博物館条例（抜粋）

（模写品等の刊行等の承認）

第15条　本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

北海道立総合博物館管理規則（抜粋）

（模写品等の刊行等の承認）

第11条　条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第４号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第５号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。